

越谷市下水道事業運営審議会
参考資料

令和2年7月6日

目次

越谷市下水道条例	1
越谷市下水道条例施行規則	27
越谷市下水道事業運営審議会条例	61
越谷市下水道事業運営審議会運営規程	65
越谷市下水道事業運営審議会傍聴要領	67
越谷市下水道事業運営審議会の公開に関する取扱要綱	69

○越谷市下水道条例

昭和57年12月24日

条例第30号

改正 昭和60年9月25日条例第13号

昭和62年12月17日条例第25号

昭和63年3月26日条例第14号

平成元年3月29日条例第10号

平成4年10月19日条例第37号

平成5年12月28日条例第26号

平成9年3月31日条例第3号

平成12年12月28日条例第55号

平成13年12月28日条例第33号

平成16年3月24日条例第9号

平成18年3月31日条例第13号

平成19年9月28日条例第22号

平成23年3月24日条例第5号

平成24年12月25日条例第35号

平成26年3月26日条例第8号

平成28年3月23日条例第26号

平成31年3月20日条例第8号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公共下水道

第1節 排水設備の設置等（第5条—第9条）

第2節 公共下水道の使用（第10条—第28条）

第3節 公共下水道の構造の基準（第29条—第31条）

第4節 雑則（第32条—第37条）

第3章 都市下水路（第38条—第40条）

第4章 罰則（第41条—第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、市の設置する公共下水道及び都市下水路の管理、使用及び構造の技術上の基準について、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- （2） 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- （3） 雨水 雨水、雪どけ水、湧水及び地下水等自然水をいう。
- （4） 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- （5） 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- （6） 都市下水路 法第2条第5号に規定する都市下水路をいう。
- （7） 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- （8） 処理区域 法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- （9） 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- （10） 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- （11） 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- （12） 特定施設 法第11条の2第2項に規定する特定施設をいう。

(13) 義務者 処理区域内の土地又は建物の所有者若しくは占有者で、下水を公共下水道に排除するために排水設備を設置し、又は管理すべき者をいう。

(14) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。

(15) 水道及び給水装置 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。

(16) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいう。

(設置等)

第3条 公共下水道の名称は、越谷市公共下水道と称し、その設置区域は、法第9条の規定により告示された区域とする。

2 都市下水路の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(代理人の選定)

第4条 義務者又は使用者が市内に居住しないとき、その他市長が必要と認めるときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内において独立の生計を営む者のうちから代理人を選定し、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に届け出なければならない。その代理人を変更したときも同様とする。

第2章 公共下水道

第1節 排水設備の設置等

(排水設備の接続方法及び内径等)

第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水を分離して排除する構造とし、汚水を排除すべき排水設備にあつては、公共下水道のますその他の排水施設（法第11条第1項の規

定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条において「公共ます等」という。)で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては、公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、規則の定めるところによること。

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積及び勾配は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる数値の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。

排水人口 (単位人)	排水管の内径 (単位ミリメートル)	勾配
1 5 0 未満	1 0 0	1 0 0 分の 2 以上
1 5 0 以上 3 0 0 未満	1 2 5	1 0 0 分の 1 . 7 以上
3 0 0 以上 5 0 0 未満	1 5 0	1 0 0 分の 1 . 5 以上
5 0 0 以上	2 0 0 以上	1 0 0 分の 1 . 2 以上

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積及び勾配は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる数値の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。

排水面積 (単位平方メートル)	排水管の内径 (単位ミリメートル)	勾配

200未満	100	100分の2以上
200以上400未満	125	100分の1.7以上
400以上600未満	150	100分の1.5以上
600以上1,500未満	200	100分の1.2以上
1,500以上	250以上	100分の1以上

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第6条 公共下水道に下水を流入させるため設ける排水施設（排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）の新設等を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 汚水は、公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水は、公共ます等で雨水を排除すべきものに流入させるように設けること。
- (2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講じられていること。

(排水設備等の計画の確認)

第7条 排水設備又は前条の排水施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により確認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあつては、届け出ることを要しない。

(排水設備等の工事の実施)

第8条 排水設備等の新設等の工事は、規則で定めるところにより市長が

排水設備等の工事に関し技能を有するものとして指定した排水設備指定工事店でなければ行つてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(排水設備等の工事の検査)

第9条 排水設備等の新設等を行つた者は、その工事の完了した日から5日以内に市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格したときは、当該排水設備等の新設等を行つた者に対し、検査済証を交付するものとする。

第2節 公共下水道の使用

(特定事業場からの汚水の排除の制限)

第10条 特定事業場から汚水を排除して公共下水道（終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下次条において同じ。）を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の汚水を排除してはならない。

(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(7) 磷^{りん}含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2 特定事業場から排除される汚水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する基準とする。

(1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該汚水が当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による埼玉県条例により、当該各号に定める基準より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、その排水基準

(2) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該汚水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、その排水基準

（除害施設の設置）

第11条 使用者は、次に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を公共下水道に継続して排除することは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2) 温度 45度未満

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

- (5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
- イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (8) 養^{よう}素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満
- (9) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (10) 磷^{りん}含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
- (11) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値
- 2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から汚水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設（当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設。以下この項において同じ。）で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、同項第2号中「45度未満」とあるのは、「40度未満」と、同項第3号中「380ミリグラム未満」とあるのは、「125ミリグラム未満」と、同項第4号中「5を超え9未満」とあるのは、「5.7を超え8.7未満」と、同項第5号及び第6号中「600ミリグラム未満」とあるのは、「300ミリグラム未満」と、同項第9号中「240ミリグラム未満」とあるのは「150ミリグラム未満」と、同項第10号中「32ミリグラム未満」とあるのは「20ミリグラム未満」とする。

3 前2項の規定は、規則で定める項目に関し、規則で定める量の汚水を排除する使用者については、適用しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(除害施設の設置の届出)

第12条 使用者は、除害施設の新設等を行おうとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。届出に係る事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、特定施設の設置者を除くもの(以下本条、第18条及び第19条において同じ。)とする。

2 現に除害施設を設置している者で、当該施設に係る工場又は事業場から継続して汚水を排除して公共下水道を使用することとなつたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更の指示)

第13条 市長は、前条第1項の届出があつた場合において、当該届出に係る除害施設を設置しようとする工場又は事業場から公共下水道に排除される汚水の水質が、公共下水道への排出口において第11条の規定に定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る除害施設の構造又は除害施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更を指示することができる。

(実施の制限)

第14条 第12条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る除害施設を設置し、又は除害施設の構造若しくは除害施設から排出される汚水の処理の方法を変更してはならない。

2 市長は、第12条第1項の届出に係る事項の内容が相当であると認め

るときは、前項の期間を短縮することができる。

(廃止の届出)

第15条 第12条の規定による届出をした者は、除害施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第16条 第12条の規定による届出をした者からその届出に係る除害施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第12条の規定による届出をした者について、相続、合併又は分割(その届出に係る除害施設を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該除害施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第12条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(除害施設管理責任者の選任等)

第17条 除害施設の設置者は、当該除害施設の維持管理等に関する業務を担当させるため、除害施設を設置した日から14日以内に除害施設管理責任者(以下「責任者」という。)を選任しなければならない。

2 前項の規定により責任者を選任したときは、その日から7日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。責任者を変更したときも同様とする。

(水質の測定等)

第18条 除害施設の設置者は、規則で定めるところにより除害施設から公共下水道に排除される汚水の水質を測定し、その結果を記録しておか

なければならない。

(報告の徴収)

第19条 市長は、公共下水道を適正に管理するため必要な限度において、除害施設の設置者（法第39条の2に該当する者を除く。）から、その汚水を排除する工場又は事業場の状況、除害施設又はその排除する汚水の水質に関し、報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

(し尿の排除の制限)

第20条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によつてこれをしてしなければならない。

(使用開始等の届出)

第21条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

2 使用者（水道水のみを使用に係る汚水を排除して公共下水道を使用する者に限る。次条第2項において同じ。）が越谷・松伏水道企業団給水条例（昭和36年越谷・松伏水道企業団条例第5号）第17条第1項第1号の規定による届出又は同条例第12条の規定による申込みをしたときは、当該届出又は申込みをもつて前項の規定による使用の休止又は再開の届出があつたものとみなす。

(使用者等の変更届出)

第22条 使用者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第1号の場合にあつては、新たに使用者となつた者が届け出るものとする。

(1) 使用者に変更があつたとき。

(2) 第25条第1項第2号に該当する場合で、世帯人員に変更があつたとき。ただし、測定装置により排除汚水量を認定している場合を

除く。

(3) 使用している水の種類に変更があつたとき。

- 2 使用者が越谷・松伏水道企業団給水条例第17条第2項第1号の規定による届出をしたときは、当該届出をもつて前項第1号の規定による届出があつたものとみなす。

(使用料)

第23条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

- 2 使用料は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定めるところにより算出された基本料金と超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その全額を切り捨てるものとする。

(使用料の算定)

第24条 使用料は、隔月の定例日(使用料算定基準日としてあらかじめ市長が定めた日をいう。)現在において算定した排除汚水量を各月均等とみなして算定する。

- 2 使用月の途中において公共下水道の使用を開始又は廃止した場合の使用料の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、越谷・松伏水道企業団給水条例第25条第1項の例による。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、排除汚水量が基本汚水量の2分の1を超えないときは基本料金の2分の1とし、排除汚水量が基本汚水量の2分の1を超えるときは、1使用月分とする。

(排除汚水量の認定)

第25条 使用者が排除した汚水の量の認定は、次の各号の定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道水の使用水量とする。ただし、

2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を認定することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様その他の事情を勘案して市長が認定する。

(3) 冰雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

2 現に水道水を使用している使用者が、使用月の途中において公共下水道を使用することとなった場合の排除汚水量は、その使用日数に応じて認定するものとする。

(使用料の徴収)

第26条 使用料は、毎使用月の2月分をまとめて、その最終使用月の翌月の末日までに、納入通知書により徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、市長は、使用料を前納させることができる。この場合において使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき、その他市長が必要と認めるときに行う。

(使用料の減免)

第27条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用

料を減免することができる。

(資料の提出)

第28条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

第3節 公共下水道の構造の基準

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第29条 法第7条第2項に規定する公共下水道の構造の技術上の基準は、次条及び第31条に定めるところによる。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第30条 排水施設(これを補完する施設を含む。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするすることができる。
- (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手とうの設置その他の規則で定める措置が講じられていること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠きよの断面積は、規則で定める数値を下回

らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

(8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

(9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(10) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(適用除外)

第31条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

第4節 雑則

(行為の許可)

第32条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して、市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図

(2) 物件の配置及び構造を表示した図面

(許可を要しない軽微な変更)

第33条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の

許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であつて、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

（占用）

第34条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもつて占用の許可とみなす。

2 市長は、前項の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。

- （1） 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件
- （2） 国の行う事業で一般会計をもつて経理するものに係る占用物件
- （3） 国の行う事業で特別会計をもつて経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占用物件
- （4） 地方公共団体の行う事業で、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

3 占用料の額及び徴収については、越谷市道路占用料徴収条例（平成9年条例第18号）の例による。

（原状回復）

第35条 前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設けることを廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回

復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不適當であると認めたときは、この限りでない。

- 2 市長は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(手数料)

第36条 排水設備指定工事店の指定を受けようとする者、排水設備工事責任技術者の登録を受けようとする者及び排水設備工事検査を受けようとする者は、申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

- 2 納付した手数料は、還付しない。

(規則への委任)

第37条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 都市下水路

(都市下水路の構造の技術上の基準)

第38条 第30条及び第31条の規定は、法第28条第2項に規定する都市下水路の構造に関して必要な技術上の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の技術上の基準)

第39条 法第28条第2項に規定する都市下水路の維持管理に関して必要な技術上の基準は、しゅんせつを1年に1回以上行うこととする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。

(準用規定)

第40条 第32条から第35条までの規定は、都市下水路について準用する。この場合において、第32条、第33条及び第34条第1項中「法第24条第1項」とあるのは、「法第29条第1項」と読みかえるものとする。

第4章 罰則

(罰則)

第41条 次の各号の一に該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第7条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者
- (2) 第8条の規定に違反して、排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (3) 排水設備等の新設等を行って、第9条の規定による届出を期間内に行わなかつた者
- (4) 第11条の規定による除害施設を設置しなかつた使用者
- (5) 第12条、第15条、第16条第3項、第17条第2項、第21条第1項又は第22条第1項の規定による届出を怠つた者
- (6) 第13条又は第35条第2項の規定による指示に従わなかつた者
- (7) 第14条の規定に違反した者
- (8) 第17条第1項の規定による選任を怠つた者
- (9) 第18条に規定する記録を怠り、又は虚偽の記録をした者
- (10) 第19条又は第28条の規定による報告書又は資料の提出を求められて、これを拒否し、又は怠つた者
- (11) 第20条の規定に違反してし尿を排除した使用者
- (12) 第7条第1項若しくは第32条の規定による申請書若しくは書類、第7条第2項前段、第12条第1項若しくは第2項、第15条、第16条第3項、第17条第2項、第21条第1項若しくは第22条第1項の規定による届出書、第25条第1項第3号の規定による申告書又は第19条若しくは第28条の規定による報告書若しくは資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の

提出者

第42条 偽りその他不正な手段により使用料、占用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（以下「新条例」という。）の施行前に、越谷市下水道施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年条例第23号）の規定によつて行われた許可、申請その他の行為は、それぞれ新条例の相当規定によつて行われたものとみなす。

3 新条例第23条第2項の規定による使用料にあつては、昭和58年4月分の使用料から適用する。

附 則（昭和60年条例第13号）

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第25号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（使用料に関する経過措置）

- 2 改正後の越谷市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成4年条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第3号及び第4号の規定は、平成4年11月1日以後にされる排水設備等の計画の確認の申請について適用し、同日前にされた排水設備等の計画の確認の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成5年条例第26号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第23条第2項の規定は、平成9年6月1日以後に使用料の支払いを受ける権利の確定されるものに係る使用料について適用し、同日前に使用料の支払いを受ける権利の確定されたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年条例第55号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第12号、第5条第3号及び第4号、第11条第1項第1号並びに第31条第3項の改正規定 公布の日

(2) 第10条第2項の改正規定 平成13年1月6日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成13年4月1日

(経過措置)

2 第36条及び第37条の改正規定の施行前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、平成18年9月1日以後に使用料の支払いを受ける権利の確定されるものに係る使用料について適用し、同日前

に使用料の支払いを受ける権利の確定されたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第22号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第2の規定は、平成23年9月1日以後に使用料の支払いを受ける権利の確定されるものに係る使用料について適用し、同日前に使用料の支払いを受ける権利の確定されたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の越谷市下水道条例第22条第1項第3号の規定は、平成25年4月1日以後に変更がある者について適用する。

附 則（平成26年条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（使用料に関する経過措置）

2 改正後の越谷市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料（施行日以

後初めて使用料の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成28年条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2の規定は、平成28年9月1日以後に使用料の支払いを受ける権利の確定されるものに係る使用料について適用し、同日前に使用料の支払いを受ける権利の確定されたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（使用料に関する経過措置）

- 2 改正後の越谷市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定される日が同月31日後で

ある公共下水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

別表第1（第3条関係）

名称	起点	終点
出羽堀都市下水路（1号幹線）	越谷市大字蒲生字西浦	越谷市越ヶ谷三丁目
出羽堀都市下水路（2号幹線）	越谷市大間野町二丁目	越谷市宮本町五丁目

別表第2（第23条関係）

使用料				
用途	基本料金		超過料金 (1m ³ につき)	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
一般用	10m ³ まで	1,050円	10m ³ を超え50m ³ まで	110円
			50m ³ を超え200m ³ まで	115円
			200m ³ を超え500m ³ まで	118円

			500 m ³ を超える分	121円
公衆浴場用	1 m ³ につき	49円		

備考

- 1 この表において「一般用」とは、公衆浴場用以外の用に使用するものをいう。
- 2 この表において「公衆浴場用」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場の用に使用するものをいう。

別表第3（第36条関係）

区分	手数料（1件につき）
排水設備指定工事店指定手数料	10,000円
排水設備工事責任技術者登録手数料	4,000円
排水設備工事検査手数料	300円

○越谷市下水道条例施行規則

昭和58年1月28日

規則第4号

改正 平成4年10月19日規則第63号

平成5年12月28日規則第60号

平成12年12月28日規則第88号

平成16年3月24日規則第18号

平成19年3月16日規則第17号

平成25年3月29日規則第35号

平成26年9月22日規則第39号

平成27年3月31日規則第100号

平成28年3月18日規則第32号

平成31年3月11日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市下水道条例（昭和57年条例第30号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(代理人の選定届)

第2条 条例第4条の規定による代理人の選定又は変更の届出は、代理人選定（変更）届出書（第1号様式）によるものとする。

(排水設備の固着箇所等)

第3条 条例第5条第2号の規定による排水設備を公共ます等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 汚水を排除するための排水設備は、公共ます等のインバート両端の接続孔と管底高とにくいちがいを生じないように、かつ、ますの内壁に突き出さないよう差し入れ、その取付箇所より漏水することのないよう十分な防止措置を講ずること。

(2) 雨水を排除するための排水設備は、公共ます等の底から15センチメートル以上の箇所にて所定の孔をあけ、ますの内壁に突き出ないように差し入れ、その取付箇所より漏水することのないよう十分な防止措置を講ずること。

(3) 公共ます以外の公共下水道施設に固着させる場合は、市長の指示する場所とすること。

(4) 排水管の土かぶりは、私道内で80センチメートル以上、宅地内で20センチメートル以上を標準として埋設しなければならない。

(付帯設備)

第4条 排水設備を設置するときは、法令の規定によるほか、次の各号に掲げるところによる。ただし、特別の事由により、市長が施工上やむを得ないと認めた場合には、これによらないことができる。

(1) 水洗便所、浴場、流し場等の汚水流出箇所には、掃除等に支障のない構造のトラップを設けること。この場合トラップの封水がサイホン作用又は逆圧によつて破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。

(2) 台所、浴場、流し場等の汚水流出口には、じんかいその他の固形物の流下を止めるのに有効な目幅1センチメートル以下のストレーナーを設けること。

(3) 排水管の始点、集合及び屈曲箇所並びに内径、勾配及び材質の異なる接続箇所には、ます又はマンホールを設けること。ただし、排水管の清掃に支障のないときは、その箇所に応じて枝付管若しくは曲管等を用い又は掃除口を設けてこれにかえることができる。

(4) ます又はマンホールは、内径又は内幅が150ミリメートル以上の円形又は方形とし、排水管の内径及び埋設深度に応じ清掃に支障のない大きさとすること。

(5) 枝管の内径の標準は、次のとおりとする。

種類	内径（単位ミリメートル）
小便器、手洗器、洗面器、浴槽（家庭用）及び台所 接続管	50以上
大便器接続管	75以上

（６） 次に掲げる建築物等における浮遊物質又は油脂類を含む汚水の流出箇所には、これらの物質の公共下水道への流下を阻止、分離及び収集するに有効な装置を設けること。

ア 工場又は事業場等における土砂、石くずその他これに類する固形物質を含む下水の流出箇所又はそのおそれのある箇所には土砂しや断装置

イ 自動車等の修理工場若しくは洗車場、ガソリンスタンド、食堂、料理店及びその他の事業所等で油脂類を含む汚水の流出箇所又はそのおそれのある箇所には油脂しや断装置

（７） 工場又は事業場等以外で土砂が多量に流出する箇所又はそのおそれのある箇所には、どろだめを設けること。

（８） 地下室その他下水の自然流下が十分でない場所においては、下水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けること。

（排水設備等の計画確認の申請）

第5条 条例第7条の規定による排水設備等の計画の確認を受けようとする者は、排水設備等計画確認申請書（第2号様式）を、工事着手日の7日前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、簡単なものはその一部を省略することができる。

（１） 次に掲げる事項を表示した平面図

ア 排水設備等を設置し、又は改築しようとする土地（以下この項において「申請地」という。）

- イ 申請地付近の道路及び公共下水道の配置及び方位
- ウ 申請地内にある建築物及び便所、台所、浴場、流し場その他汚水を排除する施設の配置
- エ 他人の排水設備等を使用するときは、その排水設備等の配置
- オ 排水管の種類、配置、形状及び寸法
- カ ます又はマンホールの配置
- キ 土砂しや断装置、油脂しや断装置、ポンプ施設等付帯設備の配置
- ク その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

- (2) 申請地の地表、勾配及び排水管の勾配をあらわした縦断図面
- (3) 申請地付近の見取り案内図
- (4) ポンプ施設を設けるときは、その形状、寸法及び能力を表示した図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、関係法令の規定に適合していると認めるときは、排水設備等計画確認書（第3号様式）により申請者に通知する。

（排水設備等の軽微な変更）

第6条 条例第7条第2項ただし書の規定による排水設備等の軽微な変更は、排水径路を変更しないもので次の各号に掲げるものとする。

- (1) 屋内の排水管に接続する台所の流し、洗面器、手洗器及び水洗便所のタンクの大きさ又は構造等の変更
- (2) トラップ、ストレーナーその他排水設備の付帯設備で確認を受けたときの能力を低下させない軽微な変更

（排水設備等の工事完了届）

第7条 条例第9条第1項の規定による工事が完了し、検査を受けようとする旨の届出は、排水設備等工事完了届出書（第4号様式）によるものとする。

2 条例第9条第2項の規定による検査済証は、章標（第5号様式）によるものとする。

3 前項の章標は、門戸等の見やすい場所に掲示しなければならない。

（除害施設設置の適用除外）

第8条 条例第11条第3項の規定による規則で定める項目及び量は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 温度 1日平均排出量 30立方メートル未満

(2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1日平均排出量 50立方メートル未満

(3) 水素イオン濃度 1日平均排出量 30立方メートル未満

(4) 生物化学的酸素要求量 1日平均排出量 50立方メートル未満

(5) 浮遊物質 1日平均排出量 50立方メートル未満

(6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 1日平均排出量 30立方メートル未満

(7) 沃素消費量 1日平均排出量 50立方メートル未満

(8) 窒素含有量 1日平均排出量 50立方メートル未満

(9) 燐含有量 1日平均排出量 50立方メートル未満

（除害施設設備の届出）

第9条 条例第12条第1項の規定による除害施設の設置及び変更の届出は、除害施設設置（変更）届出書（第6号様式）により、当該除害施設の新設等の工事着手日の60日前までにしなければならない。

（除害施設使用の届出）

第10条 条例第12条第2項の規定による除害施設の使用の届出は、除害施設使用届出書（第7号様式）によるものとする。

（除害施設廃止の届出）

第11条 条例第15条の規定による除害施設の廃止の届出は、除害施設

使用廃止届出書（第 8 号様式）によるものとする。

（除害施設承継の届出）

第 1 2 条 条例第 1 6 条第 3 項の規定による除害施設の承継の届出は、除害施設承継届出書（第 9 号様式）によるものとする。

（除害施設管理責任者の業務）

第 1 3 条 条例第 1 7 条第 1 項の規定による除害施設管理責任者（以下「責任者」という。）の主な業務は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 除害施設の操作及び維持に関すること。
- （2） 除害施設から排出する排出水の水質の測定及び記録に関すること。
- （3） 除害施設の破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること。
- （4） 除害施設から発生する汚でいの処理及び処分に関すること。

（責任者の選任届出）

第 1 4 条 条例第 1 7 条第 2 項の規定による選任又は変更の届出は、除害施設管理責任者選任（変更）届出書（第 1 0 号様式）によるものとする。

（水質の測定等）

第 1 5 条 条例第 1 8 条の規定による水質の測定は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- （1） 下水の水質の検定方法に関する省令（昭和 3 7 年厚生省・建設省令第 1 号）に規定する検定の方法により行うこと。
- （2） 水質の測定は、次の表の左欄に掲げる水質の項目及び物質に応じ、同表の右欄に掲げる回数を行うこと。

水質の項目及び物質	測定の回数
温度	排水の期間中 1 日 1 回以上
水素イオン濃度	

生物化学的酸素要求量	1日当たりの平均的な排水の量が1,000
浮遊物質	立方メートル未満の場合は、2箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上 1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上の場合は、14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
カドミウム及びその化合物	14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
シアン化合物	
有機燐化合物	
鉛及びその化合物	
六価クロム化合物	
砒素及びその化合物	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
アルキル水銀化合物	
PCB	
その他	

(3) 測定は、除害施設の排出口ごとに、他の排水による影響の及ばない地点で行うこと。

2 水質の測定の結果は、除害施設水質測定記録表（第11号様式）により記録し、これを5年間保存しておかなければならない。

3 除害施設からの排水が、公共下水道への排出口までの間において、他の排水の影響を受けないと認められる場合は、法第12条の11の規定による水質の測定をもつて、条例第18条の規定による水質の測定を行つたものとみなすことができる。

(使用開始等の届出)

第16条 条例第21条第1項の規定による公共下水道の使用開始等の届出は、公共下水道使用開始等届出書（第12号様式）によるものとする。

（使用者等の変更届出）

第17条 条例第22条第1項の規定による変更の届出は、公共下水道使用者等変更届出書（第13号様式）によるものとする。

（使用月）

第18条 条例第23条第2項の規定による使用月は、次の各号に定めるところによる。

（1） 水道水を使用する場合は、水道料金の検針をもって2使用月とする。

（2） 水道水以外の水を使用する場合は、月の始めから月の終わりまでをもって1使用月とする。

（定例日）

第19条 条例第24条第1項の規定による定例日は、越谷・松伏水道企業団給水条例施行規則（平成10年越谷・松伏水道企業団規則第1号）

第18条第1号に規定する日とする。

（排除汚水量の認定）

第20条 条例第25条第1項第2号の規定による水道水以外の水を使用した場合の排除汚水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

（1） 一般家庭用として使用されるものについては、1人につき1箇月3立方メートルとする。

（2） 前号以外の使用水量は、使用者の提出する申告書及びその他の態様を勘案して市長が認定する。

2 前項の排除汚水量は、別に変更しない限り毎月同量とみなす。

3 前2項によるほか、メーターを設置した場合は、メーターにより計量した使用水量とする。

（排除汚水量の申告）

第21条 条例第25条第1項第3号及び前条第1項第2号の規定による
申告書は、排除汚水量申告書（第14号様式）によるものとする。

（使用料の減免）

第22条 条例第27条の規定による使用料の減免は、次の各号の一に該
当する者に行うものとする。

（1） 天災その他これに類する災害を受け、使用料を納付することが
困難と認められる者

（2） 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶
助を受けている者

（3） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残
留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第
30号）の規定による生活支援給付を受けている者

（4） 公益上その他特別の事情があると認められる者

2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、下水道使用
料減免申請書（第15号様式）をその都度提出しなければならない。た
だし、使用料の減免については、その申請に係る年度内について効力を
有する。

3 市長は、前項の申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定
し、下水道使用料減免決定通知書（第16号様式）により申請者に通知
する。

4 使用料の減免を受けた者が、その減免の理由が消滅したときは、遅滞
なくその旨を市長に届け出なければならない。

（使用料の精算）

第23条 使用料の算定後において、算定基準に異動があつた場合等は、
その差額を追徴し、又は還付する。ただし、市長が必要と認めたときは、
次回の納期で精算することができる。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水

施設)

第24条 条例第30条第3号に規定する規則で定める排水施設は、次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。）とする。

(1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

(2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が、次に掲げる基準に適合するもの

ア 大腸菌が検出されないこと。

イ 濁度が2度以下であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号に規定する基準は、下水道法施行規則第4条の3第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法（平成20年国土交通省告示第334号）により検定した場合における検出値によるものとする。

（地震によつて下水の排除に支障が生じないように講ずる措置）

第25条 条例第30条第5号に規定する規則で定める措置は、排水施設（これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。）について次項に規定する耐震性能を確保するために講ずるべき措置として次に掲げる措置とする。

(1) 排水施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し、杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(2) 排水施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合に

においては、護岸の強化、地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(3) 排水施設の伸縮その他の変形により当該排水施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓^{とう}継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(4) 前3号に掲げるもののほか、排水施設に用いられる材料、排水施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 耐震性能は、重要な排水施設（地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設をいう。以下この項において同じ。）については次に掲げるとおりとし、重要な排水施設以外の排水施設については第1号のとおりとする。

(1) レベル1地震動（排水施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設の健全な流下能力を損なわないこと。

(2) レベル2地震動（排水施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動をいう。）に対して、生ずる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力の回復が可能なものとし、当該排水施設の所期の流下能力を保持すること。

（排水管の内径及び排水^{きよ}渠の断面積の数値）

第26条 条例第30条第6号に規定する規則で定める数値は、排水管の内径については100ミリメートル（自然流下によらない排水管については30ミリメートル）とし、排水渠の断面積については5,000平方ミリメートルとする。

（行為の許可）

第27条 条例第32条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けようとする者は、制限行為許可（変更）申請書（第17号様式）によつてしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、内容を審査してその適否を決定し、制限行為許可（不許可）書（第18号様式）を申請者に交付する。

（占有許可申請）

第28条 条例第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による占有許可の申請手続については、越谷市道路等占有規則（平成10年規則第26号。以下「占有規則」という。）の例による。

（原状回復）

第29条 条例第35条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による占有期間が満了したとき、又は占有を廃止するときは、期間が満了する日又は占有を廃止する日の5日前までに届け出て、市長の指示を受けなければならない。

2 前項の届出については、占有規則を準用する。

（排水設備等の使用制限等）

第30条 排水設備等の使用者は、つねに浚せつ、掃除を怠つてはならない。

2 市長は、排水設備等の構造又は管理が次の各号の一に該当すると認めるときは、必要な措置を命ずることができる。

（1） 固形物等の排除により下水道をき損し、又はき損するおそれがあるとき。

（2） 下水道の流通を阻害し、又は阻害するおそれがあるとき。

（3） 下水処理作業を著しく困難にさせるおそれがあるとき。

（4） 人体に危害を及ぼすおそれのあるとき。

（5） 前各号のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(雑則)

第 3 1 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年規則第 6 3 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条第 4 号及び第 4 条第 5 号の規定は、平成 4 年 1 1 月 1 日以後にされる排水設備等の計画の確認の申請について適用し、同日前にされた排水設備等の計画の確認の申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成 5 年規則第 6 0 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年規則第 8 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 6 年規則第 1 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年規則第 1 7 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年規則第 3 5 号)

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 6 条、第 1 7 条及び第 2 2 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 6 年規則第 3 9 号)

この規則は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 7 年規則第 1 0 0 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第32号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

第1号様式（第2条関係）

代理人選定（変更）届出書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者
(義務者又は使用者)

住 所 <small>(法人の場合は、事務所の所在地)</small>	
フリガナ 氏 名	印
<small>(法人の場合は、名称及び代表者氏名)</small>	
電話番号 ()	

越谷市下水道条例第4条の規定により代理人を選定（変更）しましたので、次のとおり届け出ます

設置場所 (地番を記入)	越谷市			
下水道番号				
義務者 又は 使用者	住 所			
	フリガナ		電話番号	()
	氏 名	印		
私は、越谷市下水道条例、越谷市下水道条例施行規則その他関係法令に定める一切の事項を処理するため、上記の義務者（使用者）の代理人に就任することを承諾します。				
代 理 人	住 所	越谷市		
	フリガナ		電話番号	()
	氏 名	印		
(変更の場合)	住 所	越谷市		
旧代理人	氏 名	印	電話番号	()
選定日 (変更日)	年 月 日			
備 考				

課長	副課長	主幹	主査	担当者	合議	受理日	・	・
						起案日	・	・
						決裁日	・	・
備 考								

第2号様式（第5条関係）

排水設備等計画確認申請書

年 月 日

越谷市長 宛

申請者
(義務者)

住 所 <small>(法人の場合は、事務所の所在地)</small>
フリガナ 氏 名 <small>(法人の場合は、名称及び代表者氏名)</small>
印
電話番号 ()

次のとおり排水設備等の設置について確認を受けたいので、申請します。

工 事 区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築		水 道 番 号	
設 置 場 所 (地 番 を 記 入)	越谷市		メーター番号	
除害施設の有無	有 無		下 水 道 番 号	第 号
使 用 者	住 所		排 水 戸 数	戸
	フリガナ 氏 名	印	排 水 人 口	人
	電 話 番 号	()	排 水 面 積	m ²
施 工 業 者	住 所 名 称 代 表 者 責 任 技 術 者	(電話番号 (指定第 号) 印 印	予 想 排 水 量	1 日 平 均 m ³
			公 共 ま す	有 無
			建 築 面 積	m ²
工 事 に 係 る 承 諾	家屋所有者	住 所 氏 名 印	使用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 水道水以外 <input type="checkbox"/> 併用
	土地所有者	住 所 氏 名 印	排 除 汚 水	<input type="checkbox"/> 一般家庭 <input type="checkbox"/> その他()
	既設排水設備 所 有 者	住 所 氏 名 印	既設排水設備	<input type="checkbox"/> くみ取り <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 公共下水道
			工事着手日	年 月 日
		工事完了日	年 月 日	

- ※1 本申請書に平面図、縦断面図、案内図等を添付のうえ、工事着手日の7日前までに提出してください。
- 2 本申請書は、正・副2部提出してください。
- 3 添付する図面には、設置場所の地番、申請者名、水道番号、メーター番号、下水道番号及び施工業者名を記入してください。
- 4 新設の場合は、下水道番号を記入する必要はありません。

上記の申請について、次のとおり認定してよろしいでしょうか。

課 長	副課長	主 幹	主 査	担当者	合 議	受 理 日	・ ・
						起 案 日	・ ・
						決 裁 日	・ ・
認 定 区 分	合 ・ 否			備 考			
確 認 番 号	第 号						
確 認 書 交 付 日	・ ・						
確 認 書 受 領 者	住所			氏 名			印

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

排水設備等計画確認書

様

越谷市長

印

年 月 日付で提出された排水設備等計画確認申請書の内容について確認したので、以下のとおり通知します。

確認番号	第 号		
確認日	年 月 日		
工事区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築
設置場所	越谷市		
除害施設の有無	有 ・ 無		
施工業者	住所		
	名称		
	代表者		責任技術者
備考			

第4号様式（第7条関係）

排水設備等工事完了届出書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者
(義務者)

住 所		
<small>(法人の場合は、事務所の所在地)</small>		
フリガナ 氏 名		印
<small>(法人の場合は、名称及び代表者氏名)</small>		
電話番号	()	

次のとおり排水設備等の工事が完了し、工事完了後の検査を受けたいので、届け出ます。

工 事 区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築		
設 置 場 所 (地番を記入)	越谷市		
使 用 者	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
確 認 番 号	第 号	確 認 日	年 月 日
工 事 着 手 日	年 月 日	工 事 完 了 日	年 月 日
施 工 業 者	住 所		
	名 称	(指定第 号)	
	電話番号	()	
	代 表 者	印	責 任 技 術 者 印

※ 工事が完了した日から5日以内に提出してください。

上記の届出に基づき検査した結果、次のとおりでありました。

課長	副課長	主幹	主査	担当者	合議	受 理 日	・ ・
						起 案 日	・ ・
						決 裁 日	・ ・
検 査 日		年 月 日		検 査 結 果		合 ・ 否	
再 検 査 日		年 月 日		再 検 査 結 果		合 ・ 否	
検査員及び立会人 (責任技術者)氏名			検査員	責任技術者	指 摘 事 項		
水 道 番 号							
メ ー タ ー 番 号							
下 水 道 番 号			第 号				
章 標 交 付 日			年 月 日				

第5号様式(第7条関係)

章 標



第6号様式（第9条関係）

除害施設設置（変更）届出書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者

住 所
<small>（法人の場合は、事務所の所在地）</small>	
フリ 氏 名 印
<small>（法人の場合は、名称及び代表者氏名）</small>	
電話番号（ ）.....

次のとおり除害施設の設置（変更）について、届け出ます。

設 置	設 置 区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築		
	工場又は事業場の名称		
	工場又は事業場の所在地		
	工場又は事業場の概要△	別紙のとおり		
	除害施設の構造△	別紙のとおり		
	除害施設の使用の方法△	別紙のとおり		
	予 想 排 水 量	通常	m ³ /日	最大 m ³ /日
	処 理 水 質 管 理 項 目		
	除害施設の工事予定	工事着手日	年 月 日
		工事完了日	年 月 日
	下水道使用開始予定年 月 日		
	施 工 業 者	住 所	
		名 称	
		電話番号（ ）.....	
代 表 者		工事責任者	
変 更 事 項	変 更 前		
	変 更 後		

- ※ 1 本届出書は、工事着手日の60日前までに提出してください。
 2 △の印のある項目については、別紙によることとし、平面図、除害施設構造図、案内図等を添付してください。
 3 すでに届出がされていて、増設、改築の場合は「工場又は事業場の概要」欄の記載は必要ありません。

課長	副課長	主幹	主査	担当者	合議	受理日	・	・
						起案日	・	・
						決裁日	・	・
備 考							

第7号様式（第10条関係）

除害施設使用届出書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者	住 所 <small>（法人の場合は、事務所の所在地）</small>
	フリ 氏 名 印 <small>（法人の場合は、名称及び代表者氏名）</small>
	電話番号 <small>（ ）</small>

次のとおり除害施設の使用について、届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
工場又は事業場の概要△	別紙のとおり
除 害 施 設 の 構 造 △	別紙のとおり
除害施設の使用の方法△	別紙のとおり
排 水 量	通常 $m^3/日$ 最大 $m^3/日$
処 理 水 質 管 理 項 目	
除 害 施 設 の 設 置 日	年 月 日
下 水 道 使 用 開 始 日	年 月 日
備 考	

- ※ 1 本届出書は、公共下水道の使用を開始した日から30日以内に提出してください。
- 2 △の印のある項目については、別紙によることとし、平面図、除害施設構造図、案内図等を添付してください。
- 3 この届出について、すでに除害施設設置（変更）届出書を提出している方は提出の必要はありません。

課長	副課長	主幹	主査	担当者	合議	受理日	・	・
						起案日	・	・
						決裁日	・	・
備 考								

第8号様式（第11条関係）

除害施設使用廃止届出書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者	住 所 <small>（法人の場合は、事務所の所在地）</small>	
	フリ 氏 名 <small>（法人の場合は、名称及び代表者氏名）</small>	印
	電話番号 <small>（ ）</small>	

次のとおり除害施設の使用を廃止したので、届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
除害施設の設置場所	
除害施設管理責任者の氏名又は名称	
除害施設の使用廃止日	年 月 日
除害施設の使用廃止理由	
備 考	

※ 廃止した日から30日以内に提出してください。

課長	副課長	主幹	主査	担当者	合議	受理日	・	・
						起案日	・	・
						決裁日	・	・
備 考								

第9号様式（第12条関係）

除害施設承継届出書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者	住 所		印
	<small>（法人の場合は、事務所の所在地）</small>		
	フリ 氏	ガナ 名	
	<small>（法人の場合は、名称及び代表者氏名）</small>		
電話番号		（ ）	

次のとおり除害施設に係る届出者の地位を承継したので、届け出ます。

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
除害施設の設置場所		
被 承 継 者	住 所	
	又 是 地	
氏 名	氏 名	
	又 是 氏 名	
承 継 日	年 月 日	
承 継 の 原 因		
備 考		

※ 承継した日から30日以内に提出してください。

課長	副課長	主幹	主査	担当者	合議	受理日	・	・
						起案日	・	・
						決裁日	・	・
備 考								

第10号様式（第14条関係）

除害施設管理責任者選任（変更）届出書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者	住 所		印
	<small>（法人の場合は、事務所の所在地）</small>		
	フリ	ガナ	
	氏 名		
	<small>（法人の場合は、名称及び代表者氏名）</small>		
	電話番号 ()		

次のとおり除害施設管理責任者を選任（変更）したので、届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
除害施設の設置場所			
除害施設管理責任者	住 所		
	<small>（法人の場合は、事務所の所在地）</small>		
	フリ	ガナ	
	氏 名		
	<small>（法人の場合は、名称及び代表者氏名）</small>		印
	電 話 番 号	()	
除害施設の設置日	年	月	日
選任日（変更日）	年	月	日
（変更の場合） 変更理由 前管理責任者	変更理由		
	前管理責任者		
備 考			

※ 選任（変更）した日から7日以内に提出してください。

課長	副課長	主幹	主査	担当者	合議	受理日	・	・
						起案日	・	・
						決裁日	・	・
備 考								

第11号様式(第15条関係)

除害施設水質測定記録表 (年 月分)

採水場所

採水の日、 時 間	排水量 (m ³ /日)	除害施設 使用時間	採 水 者	分 析 者	測定結果(mg/l)					備 考

- 注意 1 採水は、除害施設の排出口ごとに他の排水の影響の及ばない地点で行うこと。
2 採水月日と分析月日が異なる場合は、備考欄に分析日を記入すること。

第12号様式（第16条関係）

公共下水道使用開始等届出書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者 (使用者)	住 所	印
	<small>(法人の場合は、事務所の所在地)</small>	
	フリガナ 氏 名	印
	<small>(法人の場合は、名称及び代表者氏名)</small>	
	電話番号	()

次のとおり公共下水道の使用開始等について、届け出ます。

届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 使用開始 <input type="checkbox"/> 使用休止 <input type="checkbox"/> 使用廃止 <input type="checkbox"/> 使用再開		
設 置 場 所 (地番を記入)	越谷市		
使 用 者	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	電話番号		
使用開始等日	年 月 日	水道番号	
排水設備等確認番号	第 号	メーター番号	
住 所 施工業者名称 代表者	下水道番号	第 号	
	排水人口	人	
	排水量	1日平均	m ³
使用水の種類	(水道水)	水洗便所、浴室、台所、洗たく場、その他()	
	(水道水以外)	水洗便所、浴室、台所、洗たく場、その他()	
備 考			

課長	副課長	主幹	主査	担当者	合議	受理日	・	・
						起案日	・	・
						決裁日	・	・
備 考								

第13号様式（第17条関係）

公共下水道使用者等変更届出書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者 (使用者)	住 所 <small>(法人の場合は、事務所の所在地)</small>	
	フリガナ 氏 名 <small>(法人の場合は、名称及び代表者氏名)</small>	印
	電話番号 <small>()</small>	

次のとおり公共下水道の使用に関し変更がありましたので、届け出ます。

届出区分	<input type="checkbox"/> 使用者変更 <input type="checkbox"/> 世帯人員変更 <input type="checkbox"/> 使用水変更		
設置場所 (地番を記入)	越谷市		
水道番号		メーター番号	
下水道番号	第 号		
変更内容	変更区分	変更前	変更後
	使用者	住 所	
		フリガナ	
		氏 名	
	電話番号		
世帯人員	人	人	
使用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 水道水以外 <input type="checkbox"/> 併用	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 水道水以外 <input type="checkbox"/> 併用	
備 考			

課長	副課長	主幹	主査	担当者	合議	受理日	・	・
						起案日	・	・
						決裁日	・	・
備 考								

第14号様式（第21条関係）

排除汚水量申告書

年 月 日

越谷市長 宛

申告者 (使用者)	住 所 <small>(法人の場合は、事務所の所在地)</small>	
	フリガナ 氏 名 <small>(法人の場合は、名称及び代表者氏名)</small>	印
	電話番号	()

次のとおり排除汚水量について、申告します。

設置場所 (地番を記入)	越谷市		
水道番号		メーター番号	
下水道番号	第 号		
使用者	氏名		
使用目的 (業務内容)			
排除期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 水道水以外 <input type="checkbox"/> 併用		
家族及び従業員数	人 (家族 人 従業員 人)		
使用水量	1使用月当り	m ³ 排除量	1使用月当り m ³
揚水施設			
備考			

- ※ 1 揚水施設の欄には、ポンプ仕様、稼働時間及び管径等を記入してください。
 2 使用水量及び排除汚水量の算出根拠資料を添付してください。

上記の申告に基づき、次のとおり認定してよろしいでしょうか。

課長	副課長	主幹	主査	担当者	合議	受理日	・	・
						起案日	・	・
						決裁日	・	・
認定区分	<input type="checkbox"/> 申告書のとおり認定する。 <input type="checkbox"/>							
備考								

第15号様式（第22条関係）

下水道使用料減免申請書

年 月 日

越谷市長 宛

申請者	住 所	
	フリ 氏 名	印
	電話番号	()

次の理由により、下水道使用料の減免を申請します。

設 置 場 所 (地番を記入)	越谷市		
水 道 番 号		メーター番号	
下 水 道 番 号	第	号	
使 用 者	氏名		
減免を受けようとする期間	年	月分	から 年 月分まで
理 由			
備 考			

上記の申請に基づき、次のとおり決定してよろしいでしょうか。

課長	副課長	主幹	主査	担当者	合議	整理番号		
						受 理 日	・ ・	
						起 案 日	・ ・	
						決 裁 日	・ ・	
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 減免する <input type="checkbox"/> 減免しない				発 送 日	・ ・		
減 免	内 容	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額()						
	期 間	年	月分	から	年	月分	まで	
決 定 理 由								
備 考								

第16号様式（第22条関係）

年 月 日

下水道使用料減免決定通知書

様

越谷市長

印

年 月 日付で申請のありました下水道使用料の減免について、次のとおり決定したので通知します。

水 道 番 号	
メ ー タ ー 番 号	
下 水 道 番 号	
整 理 番 号	
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 減免する <input type="checkbox"/> 減免しない
減 免 の 場 合	減 免 内 容 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額 ()
	減 免 期 間 年 月分から 年 月分まで
	理 由
	備 考 ※ 減免の理由が消滅した場合は、速やかに届け出てください。
減免しない場 合	理 由

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して、3か月以内に越谷市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えをする場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、越谷市を被告として(訴訟において越谷市を代表するものは越谷市長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第17号様式（第27条関係）

制限行為許可（変更）申請書

年 月 日

越谷市長 宛

申請者 (義務者)	住 所	
	<small>(法人の場合は、事務所の所在地)</small>	
	フリガナ 氏 名	印
	<small>(法人の場合は、名称及び代表者氏名)</small>	
	電話番号	()

次のとおり物件の設置について、申請（変更申請）します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 公共下水道(新設・変更) <input type="checkbox"/> 都市下水路(新設・変更)		
設置場所 (地番を記入)	越谷市		
目的又は用途			
物件の概要		占用面積	m ²
物件設置期間	年 月 日から	年 月 日まで	
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで	
施工業者	住 所		
	名 称		
	電話番号	()	
	代 表 者	工事責任者	
物件管理	管 理 者		
	管理方法		
(変更の場合) 変更事項	変 更 前		
	変 更 後		
添付書類	位置図、平面図、配置図、構造図、設計書、仕様書 開発行為許可通知書の写し、その他		

上記の申請に基づき、次のとおり決定してよろしいでしょうか。

課長	副課長	主幹	主査	担当者	合議	受理日	・	・
						起案日	・	・
						決裁日	・	・
調査日	・	・	調査内容（許可条件等）					
決定区分	<input type="checkbox"/> 許 可 <input type="checkbox"/> 不許可							

第18号様式（第27条関係）

年 月 日

制限行為許可（不許可）書

様

越谷市長

印

年 月 日付で申請（変更申請）のありました物件の設置
 については、次のとおり 許可します。
 許可しません。

許可の場合

設置場所	越谷市		
目的又は用途			
物件の概要			
物件設置期間	年 月 日から	年 月 日まで	
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで	
施工業者	住所		
	名称		
	代表者	工事責任者	
物件管理	管理者		
	管理方法		
許可条件			

不許可の場合

不許可理由	
-------	--

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して、3か月以内に越谷市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えをする場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、越谷市を被告として（訴訟において越谷市を代表するものは越谷市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 第 1 号様式 (第 2 条関係)
- 第 2 号様式 (第 5 条関係)
- 第 3 号様式 (第 5 条関係)
- 第 4 号様式 (第 7 条関係)
- 第 5 号様式 (第 7 条関係)
- 第 6 号様式 (第 9 条関係)
- 第 7 号様式 (第 1 0 条関係)
- 第 8 号様式 (第 1 1 条関係)
- 第 9 号様式 (第 1 2 条関係)
- 第 1 0 号様式 (第 1 4 条関係)
- 第 1 1 号様式 (第 1 5 条関係)
- 第 1 2 号様式 (第 1 6 条関係)
- 第 1 3 号様式 (第 1 7 条関係)
- 第 1 4 号様式 (第 2 1 条関係)
- 第 1 5 号様式 (第 2 2 条関係)
- 第 1 6 号様式 (第 2 2 条関係)
- 第 1 7 号様式 (第 2 7 条関係)
- 第 1 8 号様式 (第 2 7 条関係)

○越谷市下水道事業運営審議会条例

平成16年12月28日

条例第28号

改正 平成26年12月22日条例第95号

改正 令和2年3月24日条例第12号

(設置)

第1条 下水道事業の運営に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、越谷市下水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 下水道使用料に関すること。
- (2) 下水道事業受益者負担金に関すること。
- (3) その他下水道事業の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員の出席を求め、説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設部下水道経営課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第95号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（令和元年条例第 12 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

越谷市下水道事業運営審議会運営規程

平成17年4月19日決定

平成27年6月25日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、越谷市下水道事業運営審議会条例（平成16年条例第28号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、越谷市下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は、審議会開催日の7日前までに、招集の日時、場所及び会議の事項を委員に、関係職員の出席を求める場合は関係行政機関に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、原則公開するものとする。ただし、会長が認めるとき、又は審議会が公開しない旨を議決したときは、この限りでない。

(会議録)

第4条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 案件の内容
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 出席及び欠席した委員及び関係職員の氏名
- (4) 会議の経過（発言者の記録は無記名とする）
- (5) 賛否の数

2 会議録には、会長の指名した2名以上の委員が署名しなければならない。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成17年4月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月25日から施行する。

越谷市下水道事業運営審議会傍聴要領

平成17年4月19日決定

平成27年6月25日改正

1 傍聴の手続き

- (1) 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻1時間前から15分前までの45分間とします。

尚、開催予定時刻15分前の時点で、会議の傍聴を希望する方が定員（10名）を超えている場合は、抽選となります。

ただし、定員に満たない場合は、会議の開催予定時刻まで傍聴の受付をおこないます。

- (2) 傍聴者は、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

2 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規程に違反したときは、注意し、尚これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録音及び録画等を行わないこと。
- (5) 会場において、携帯電話等通信機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 その他

会議資料は、傍聴に当たって貸し出ししているものですので、書き込みをしないでください。又退場する際は事務局に返却してください。

附 則

この要領は、平成17年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月25日から施行する。

越谷市下水道事業運営審議会の公開に関する取扱要綱

平成17年4月19日決定

平成27年6月25日改正

1 趣旨

この要綱は、越谷市下水道事業運営審議会運営規程（平成17年4月19日決定。以下「規程」という。）第3条の規定に基づき、越谷市下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2 会議の公開原則

審議会の会議は、原則公開とする。ただし、当該会議において、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第7条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議するとき、又は会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められるとき（以下「非公開事由」という。）は、当該会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 公開、非公開の決定方法

- (1) 審議会の会長は、当該会議において取り扱う情報が非公開情報に該当すると認められるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
- (2) 委員から、当該会議において取り扱う情報が非公開情報に該当する旨の指摘があったとき、又は当該会議が非公開事由に該当する旨の指摘があったときは、会議に諮り、出席した委員の3分の2以上の多数をもって決したときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

4 会議開催の事前公表

会議の開催は、公開、非開催にかかわらず、会議開催日の7日前までに所定の方法（広報及びインターネットホームページへの掲載等）により公表するものとする。又、公表後に公表内容の変更が生じた場合も同様とする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときはこの限りではない。

5 公表内容

事前に公表する会議の内容は、会議名、開催日時、開催場所、公開・非公開の別、傍聴定員、傍聴手続きの方法その他必要な事項とする。ただし、会議の一部又は全部を非公開とする場合は、その内容及び理由を付記するものとする。又、公開を決定している会議において、非公開あるいは一部非公開とせざるを得ない場合が生じたときにおいても、その内容及び理由を明らかにしなければならない。

6 傍聴者の決定

傍聴者の決定は、別に定める越谷市下水道事業運営審議会傍聴要領（平成17年4月19日決定。以下「傍聴要領」という。）に基づき、抽選により決定する。

7 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、傍聴要領に基づき、会長の指示に従って、静粛に傍聴しなければならない。

8 会議資料の閲覧

会議を公開する場合は、当該会議に付する会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち非公開情報が記載されている会議資料については、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成17年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月25日から施行する。